

富山国際大学 後援会特別奨学金（新型コロナウイルス対策給付金）

【概要】

新型コロナウイルス感染症の影響により、アルバイト収入が減少し、経済的に困窮し学業に支障が出ている本学学生は、以下の富山国際大学 後援会独自の給付金を申請することができます。

すでに本学独自の奨学金（富山国際大学 第2種特別奨学生・諸活動特待生対象）または日本学生支援機構の「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』を受給している学生は対象外となります。

【給付対象者・給付額】

新型コロナウイルス感染症の影響によって、令和2年4月から6月までの3カ月間のアルバイト収入額が、令和2年1月から3月までの3カ月間のアルバイト平均収入額に比べ、1/2以上減少して学業に支障が出ている学生を対象にする給付金です。

減少した金額の半額の2カ月分を給付いたします。

（例）1～3月までのアルバイト平均収入額が5万円だった学生が、4～6月までのアルバイト平均収入額が2万円に減少した場合の給付額は、(50,000—20,000) × 1/2 × 2 = 30,000円 となります。

【給付額の下限と上限】

学生1人につき給付金額の下限は3万円、上限は10万円とします。（千円未満端数切り捨て）

【申込期限】

令和2年8月19日（水）～令和2年9月24日（木）

【提出書類】

以下の（１）～（３）を提出してください。

（１）令和2年1月～3月まで3カ月間のアルバイト先の給料明細書もしくは3カ月間の給

料振込が確認できる預金通帳のコピー

（２）令和2年4月～6月まで3カ月間のアルバイト先の給与明細書もしくは3カ月間の給

与振込が確認できる預金通帳のコピー

（３）学業に支障が出ていることを述べた申立書

【問い合わせ・書類提出先】

東黒牧キャンパス 学生課

TEL : 076-483-8881 E-MAIL: gakusei@tuins.ac.jp

呉羽キャンパス 事務室

TEL : 076-436-2570 E-MAIL: kurehac@tuins.ac.jp